

6 東彼杵町条例第10号

東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月8日

東彼杵町 岡田 伊一郎

東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例

東彼杵町漁港管理条例（昭和45年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき町が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(漁港施設の維持運営)</p> <p>第2条 町長は、町が管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち<u>基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）</u>及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）につき、毎年度その維持運営計画（公害防止に係る計画を含む。以下同じ。）を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対し必要な勧告をしようとするときは、当該漁港の地区内に有する<u>漁業協同組合等</u>の意見をきくものとする。</p> <p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷す</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港法</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき町が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(漁港施設の維持運営)</p> <p>第2条 町長は、町が管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち<u>基本施設</u>及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）につき、毎年度その維持運営計画（公害防止に係る計画を含む。以下同じ。）を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対し必要な勧告をしようとするときは、当該漁港の地区内に有する<u>漁業協同組合</u>の意見をきくものとする。</p> <p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷す</p>

る行為その他漁港の機能を妨げる行為\_\_\_\_\_をしてはならない。

2 (略)

(陸揚げ輸送等の区域における利用の調整)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 町長は、第1項の規定により陸揚輸送及び出漁準備のための区域を指定し、又は廃止しようとするときは、これを公示しなければならない。

(利用の届出)

第10条 甲種漁港施設(航路及び第11条の2第1項第1号の規定により町長が指定する施設を除くものとし、輸送施設及び漁港環境整備施設については町長が指定したものに限る。)を、当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い利用しようとする者(第11条の3第2項の規定に基づき施設を利用する者を除く。)は、あらかじめ町長に届け出なければならない。ただし、当該漁港を主たる根拠地と定め、常時当該漁港を利用する漁船は、この限りでない。

2 (略)

(甲種漁港施設の管理の委託)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、甲種漁港施設の管理を漁業協同組合等に委託することができる。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

る行為その他漁港の機能を妨げる行為(法第39条第5号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

2 (略)

(陸揚げ輸送等の区域における利用の調整)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 町長は、第1項の規定により出漁準備のための区域を指定し、又は廃止しようとするときは、これを公示しなければならない。

(利用の届出)

第10条 甲種漁港施設(航路及び第11条の2第1項第1号の規定により町長が指定する施設を除くものとし、輸送施設及び漁港環境整備施設については町長が指定したものに限る。)を、当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い利用しようとする者(第11条の3第2項の規定に基づき施設を利用する者を除く。)は、あらかじめ町長に届け出なければならない。\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 (略)

(甲種漁港施設の管理の委託)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、甲種漁港施設の管理を東彼杵町漁業協同組合に委託することができる。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) ～ (4) (略)

(5) 第15条又は前条第1項の規定による町長の命令に従わない者

(1) ～ (4) (略)

(5) 第15条又は第16条第1項の規定による町長の命令に従わない者

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。